

2025年改正法の全面施行に向け

“京都府建築士サポートセンター” を開設！

建築基準法等改正に伴う 4 号特例の縮小による構造計算の審査・検査対象の拡大や、省エネ基準の義務化により、確認申請書の作成等に新たな対応が求められることから、サポートセンターを開設します。

■ サポート内容

- ・ 確認申請図書の作成アドバイス（壁量計算、省エネ基準等）
- ・ 省エネ適判の手続きアドバイス

※上記のアドバイスを行います。基準への適合性を確認するものではありません。

■ サポートの流れ

- ① 【書面でのお申込み】 申請者が『建築士サポート申込書』により事務局にサポート申込み
↓
- ② 【事前電話サポート】 サポート事務局にて質問内容を確認し対面サポートの要否を判断
対面サポート実施の場合、申請者は図面等一式を提出(質問に係る箇所のみ)
↓
- ③ 【サポート日時連絡】 事務局がサポート員を選定し、申請者へ対面サポート日時を連絡
↓
- ④ 【アドバイスの実施】 サポート員が申請者に対面でのサポートを実施

■ 費用：無料

■ 期間：令和 7 年 1 月 6 日(月)～

■ 場所：(一社)京都府建築士事務所協会 会議室

■ サポート時間： 平日 午前10:00-12:00、午後14:00-16:00

■ 申込み方法：「サポート申込書」をメール又はFAXで提出してください。

※ 注意事項

- ・ 京都府内における建築計画に限ります。
- ・ サポート件数が予定件数を超えた場合はお断りする場合があります。
- ・ サポートは、提出予定の確認申請図書の作成アドバイスであり、具体的
な設計提案や申請書の作成代行は行いません。

【京都府建築士サポートセンター事務局】

(HP: <https://www.kyoto-kenchiku.com/support-center/>)

(一社) 京都府建築士事務所協会

所在地：京都市北区小山南大野町1番地（紫明会館1階）

TEL: 090-5460-7924 FAX: 075-334-5377

MAIL: kaisei-support@kyoto-kenchiku.com



改正建築基準法・建築物省エネ法
建築士サポート申込書

申込日：令和 年 月 日

■ 申込者

申込者氏名				
連絡先	電話番号		F A X	
	E-mail			
立場	☐ 設計者 ☐ 施工者 ☐ 建築主 ☐ 代理人 ☐ その他			
職種	☐ 建築士 ☐ 大工 ☐ 宅建業者 ☐ 行政書士 ☐ その他			
事務所・企業名			種別※	☐ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造

※建築士の場合のみ

■建物概要

建物所在地	京都府	市・区・町・村	(市区町村までで構いません)
構造・規模	造 階建て		
(分かる範囲で構いません)	建築面積 m² 延べ面積 m²		
主要用途			

■サポート日時等

	月 日	曜日			時間	
		月	水	金	AM (10:00～)	PM (14:00～)
希望日時	① 月 日	☐	☐	☐	☐	☐
	② 月 日	☐	☐	☐	☐	☐
	③ 月 日	☐	☐	☐	☐	☐
希望相談方法	☐ 対面（事務所協会会議室） ☐ 電話 ☐ その他（ ）					
相談事項	☐ 申請図書関係 ☐ 構造関係 ☐ 省エネ関係 （例：図書の種類・記載方法） （例：壁量基準・柱の小径） （例：省エネ計算・WEB プロ）					
	☐ その他（ ）					
確認申請の提出先（予定）	☐ 特定行政庁 ☐ 指定確認検査機関（ ）					
相談内容						

以下留意事項をご確認いただき、チェック欄にレ点を入れてください。

- 本サポートの日は平日の月曜日、水曜日、金曜日となります。各日 AM は 10 時から、PM は 14 時から の 2 部制となります。
- 本サポートは、個別の建築計画の法適合性について判断するものではなく、確認審査の一部を行うものではありません。相談物件に係る建築確認申請等は申請者自身の責任において行ってください。
- 本申込書に記入いただいた個人情報、本サポート業務のためにのみ使用し、他の目的では一切使用しません。
- 本サポートを行うサポート員は、サポート業務の中で知り得た情報について第三者に漏洩しない旨誓約しています。

☐ 上記の内容を確認し、同意しました。